

4 建指第 109 号
令和 5 年 3 月 14 日

一般社団法人岩手県建築士会 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明
(公印省略)

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定告示の改正について(通知)

日頃より盛岡市の建築行政にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき平成 29 年 4 月 1 日から実施してきた建築物の中間検査について、盛岡市告示を改正したのでお知らせします。

改正後の告示は別紙のとおりですので、貴士会員に周知いただきますようお願い致します。

記

1. 告示の名称

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定（平成 29 年告示第 68 号）

2. 改正の内容

中間検査を行う期間の終期を「令和 5 年 3 月 31 日」から「令和 8 年 3 月 31 日」に改めた。

盛岡市都市整備部建築指導課

査察係長 小林 佐保

TEL 019-601-3288 (査察係直通)

E-mail kentikusido@city.morioka.iwate.jp